

令和2年4月1日施行の民事執行法改正により、
入札制度が変わりました。

- 暴力団員等や、役員に暴力団員等がいる法人は、買受人となれません。
- 暴力団員等から資金の提供を受けた個人・法人は、買受人となれません。

入札時には、

暴力団員等に該当しない旨の陳述書※1

が入札書ごとに必要になります。※2、※3

なお、宅地建物取引業者の場合は、

宅地建物取引業の免許証の写し

を、併せて提出してください。

(宅地建物取引業の免許証の写しを提出した方については、暴力団員等に該当するか否かについて警察への調査の嘱託が行われません。)

※1 陳述書には、個人用、個人（法定代理人）用、法人用があります。

※2 入札時に提出がないと入札無効となります（追完不可）。

※3 記載に不備があった場合、入札が無効になる場合があります。

①住民票や代表者事項証明書等のとおり、正確に記載してください。

②自己資金で入札する場合は、陳述書1枚目の陳述欄の「自己の計算において」で始まる文の冒頭にある□にチェックをしてはいけません。

「自己の計算において本人に買受けの申出をさせようとする者」とは、買受申出人に資金を渡すなどして買受けをさせようとする者をいいます。他人から資金の提供を受けて入札する場合は、ここにチェックを入れ、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」を添付する必要がありますが、自己の資金で入札する場合に誤ってチェックをした場合でも、別紙が添付されていないことによって、形式的に不備のある陳述書として、入札無効になる場合があります。

期 間 入 札 の 公 告

令和 8年 8月 3日
広島地方裁判所福山支部
裁判所書記官 河 合 明日香

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8年 8月19日 午前 9時00分から 令和 8年 8月25日 午後 5時00分まで
開札期日	日 時 令和 8年 8月28日 午前10時00分 場 所 広島地方裁判所福山支部売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8年 9月17日 午後 3時00分 場 所 広島地方裁判所福山支部
特別売却 実施期間	令和 8年 9月 2日 午前 9時00分から 令和 8年 9月 2日 午後 4時00分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限(民事執行規 則33条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8年 8月 3日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和7年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
3～5	680,000 544,000	一括	140,000	8,182	2,995
3	320,000				
4	210,000				
5	150,000				



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--------------------|
| 3 | 所 在 | 尾道市因島三庄町字政所 |
| | 地 番 | 1703番1 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 97.61平方メートル |
| 4 | 所 在 | 尾道市因島三庄町字政所 |
| | 地 番 | 1703番2 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 105.78平方メートル |
| 5 | 所 在 | 尾道市因島三庄町字政所1703番地2 |
| | 家屋 番号 | 1703番2 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造かわら・亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建 |
| | 床 面 積 | 41.60平方メートル |



物 件 明 細 書

令和 8年 1月23日

広島地方裁判所福山支部

裁判所書記官 河 合 明日香

1 不動産の表示

【物件番号3～5】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号3～5】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号3及び5】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意



味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。

5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物件目録

- | | | |
|---|-------|--------------------|
| 3 | 所 在 | 尾道市因島三庄町字政所 |
| | 地 番 | 1703番1 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 97.61平方メートル |
| 4 | 所 在 | 尾道市因島三庄町字政所 |
| | 地 番 | 1703番2 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 105.78平方メートル |
| 5 | 所 在 | 尾道市因島三庄町字政所1703番地2 |
| | 家屋 番号 | 1703番2 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造かわら・亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建 |
| | 床 面 積 | 41.60平方メートル |



※100※

令和 7 年（ケ）第 41 号

（物件 3～5）

令和 7 年 11 月 19 日提出

現 況 調 査 報 告 書

広島地方裁判所福山支部

執 行 官 杉 原 弘 展

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- 3 所 在 尾道市因島三庄町字政所
地 番 1 7 0 3 番 1
地 目 宅地
地 積 9 7 . 6 1 平方メートル
- 4 所 在 尾道市因島三庄町字政所
地 番 1 7 0 3 番 2
地 目 宅地
地 積 1 0 5 . 7 8 平方メートル
- 5 所 在 尾道市因島三庄町字政所 1 7 0 3 番地 2
家屋 番号 1 7 0 3 番 2
種 類 居宅
構 造 木造かわら・亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建
床 面 積 4 1 . 6 0 平方メートル

2

そ の 他 の 事 項

物件4の土地は、物件5の建物の敷地として利用されている。

物件4の土地は、その北側及び西側を里道（公図上は地番の記載のない狭長地）に接面している。

物件3の土地は更地であり、その東側を市道に、その北側を里道（いずれも公図上は地番の記載のない狭長地）に接面している。

物件5の建物は天井や床が抜ける等老朽化が著しかったため、間取図は作成しなかった。

本報告書に添付した写真には、広角で撮影したものがある。

関 係 人 の 陳 述 等

陳 述 者 (当事者等との関係)	陳 述 内 容 等
■所有者の2男	物件5の建物には、以前は債務者会社（有限会社岡野製パン所）の従業員が住んでいましたが、何年も空家となっています。 物件3の土地に利用者はいません。

執 行 官 の 意 見

本件土地建物には、所有者の2男の陳述に沿った占有が認められ、第三者の占有の表徴は観られなかった。

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所記載のとおり

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
7年 9月20日 (土) 9:50 - 10:10	物件所在地	物件確認, 占有調査, 写真撮影
7年10月 7日	広島法務局尾道支局	公図, 地積測量図, 建物図面, 登記事項要約書交付申請
7年10月30日 14:55 - 15:30	物件所在地	物件確認, 占有調査, 写真撮影 所有者の2男と面談
(特記事項) ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので, 立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。 ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていたので, 証人を立ち会わせ, 技術者に解錠させて建物内に立ち入った。 ☐ 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。 ☒ 令和 7年10月30日 技術者に目的建物を開扉させて建物内に立ち入った。		

(注) チェック項目中の調査結果は, 「■」の箇所記載のとおり

地図に準ずる図面と建物図面を合成

No. → 写真撮影位置・方向



写真1



写真2



写真3



写真4



写真5



写真6



写真7



写真8



写真9



写真 10



写真 11



写真 12



令和7年（ケ）第41号
令和7年10月30日現地調査
令和7年11月25日評価

広島地方裁判所 福山支部 御中

評価書

(物件3, 4, 5)

評価人 不動産鑑定士

八幡和真 印

第1 評価額

一括価格	
金 1,920,000円	
内訳価格	
物件3 (土地)	金 907,000円
物件4 (土地)	金 590,000円
物件5 (建物)	金 423,000円

- 1 一括価格は、物件3～5の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件4の内訳価格は物件5のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件5の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、内覧制度によるほかは買受希望者は物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ。

番号	所 在 等	登 記	現 況
3	所 在 地 番 地 目 地 積	尾道市因島三庄町字政所 1703番1 宅地 97.61㎡	同左
4	所 在 地 番 地 目 地 積	尾道市因島三庄町字政所 1703番2 宅地 105.78㎡	同左
5	所 在 家屋番号 種 類 構 造 床 面 積	尾道市因島三庄町字政所1703番地2 1703番2 居宅 木造かわら・亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建 41.60㎡	同左
番号	特 記 事 項		
	特になし。		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件3，4）

位 置 ・ 交 通	『浜上』バス停の南西方・約70m（直線距離） （別添「位置図」参照）		
付 近 の 状 況	付近は、一般住宅を中心とする住宅地域となっている。		
主 な 公 法 上 の 規 制 等 （道路の幅員等 の個別的な規制 を考慮しない一 般的な規制）	都 市 計 画 区 分 用 途 地 域 建 蔽 率 容 積 率 防 火 規 制 そ の 他 の 規 制	非線引都市計画区域 第1種住居地域 60% 200% なし 宅地造成等工事規制区域	
画 地 条 件	規模 203.39 m ² （物件3, 4合計）	間口 約 11 m 奥行 約 18 m 形状 不整形 接面状況 三方路地 その他 地勢平坦	
接面道路の状況	東側 約 3 m 舗装 北側 約 1.7 m 舗装 西側 約 0.8 m 舗装	市道 ※1 高低差 ほぼ等高 里道 ※2 高低差 ほぼ等高 里道 ※3 高低差 ほぼ等高	※1 建築基準法第42条2項道路 ※2、3 建築基準法上の道路ではない
土地の利用状況等	現状は物件5の建物が存する。 隣地は戸建住宅等。 目的外建物 なし。		
供給処理施設	上 水 道	接面道路の本管敷設 本物件内への引込	あり あり
	都市ガス	接面道路の本管敷設 本物件内への引込	あり なし
	公共下水	接面道路の本管敷設 本物件内への引込	なし なし
特 記 事 項	特になし。		

2 建物の概況及び利用状況（物件5）

区 分	主である建物
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日(登記記載)： 昭和30年1月30日 新築 経 過 年 数： 約 71 年 経済的残存耐用年数： 0 年 増築年月日(登記記載)： 昭和58年月日不詳変更、増築
仕 様	構 造： 第3 目的物件欄記載のとおり。 屋 根： 第3 目的物件欄記載のとおり。 外 壁： } 内 壁： } 損傷が著しい 天 井： } 床： } 設 備： } その他： }
床面積（現況）	第3 目的物件欄記載のとおり。
現 況 用 途 等	現況用途： 居宅 間 取 り： 建物朽廃により間取図の作成を断念した。
品 等	劣る
保守管理の状態	劣る
建物の利用状況	現況調査報告書記載のとおり。
特 記 事 項	天井、床が抜け落ちる等損傷が著しく、建物として機能していない。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

(1) 建付地価格 (物件3, 4)

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格 差 イ	地積 (㎡) ウ	建付減価 エ	持分 オ	建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ×オ
3	16,600	1.00	97.61	0.80	1	1,296,000
4	16,600	1.00	105.78	0.80	1	1,405,000

ア 標準画地価格

公示価格等からの下記規準価格を参考に、周辺取引事例等を検討のうえ査定した。

※標準画地を、幅員3m舗装市道に略等高接面する地積約200㎡程度の略整形な中間画地とした。
(標準画地はセットバックを要する画地と想定した)

地価公示価格 (尾道-21)

公示価格等 (円/㎡) a	時点修正 b	標準化 補正 c	地域格差 d	規準価格 (円) a×b×c×d
19,600	$\frac{98}{100}$	$\frac{100}{100}$	$\frac{100}{116}$	16,600

◇時点修正 : 公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正 : 必要なし。

◇地域格差 : 街路条件、交通接近条件、環境条件、行政的条件等を考量のうえ査定した。

イ 個別格差 :

形状	0.99
三方路地	1.01
相乗積	1.00

ウ 地 積 : 登記数量による。

エ 建付減価 : 建物と敷地との適応の状態、建物老朽化の程度等を考慮した。

オ 持 分 : 共有持分 (完全所有権の場合は1と表記)

(2) 建物価格 (物件 5)

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて建物の価格を求めた。

番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	持分 エ	建物価格 (円) ア×イ×ウ×エ
5	100,000	41.60	0.01	1	42,000

ウ 現価率：

経過年数 a	経済的残存 耐用年数 b	経済的全 耐用年数 a+b
71 年	0 年	71 年

残価率	観察減価
3 %	80 %

$$\text{現価率} = \left[\text{残価率} + (1 - \text{残価率}) \times (\text{経済的残存耐用年数} \div \text{経済的全耐用年数}) \right] \times (100\% - \text{観察減価}) = 0.01$$

エ 持 分： 共有持分 (完全所有権の場合は 1 と表記)

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

(1) 土地利用権等価格

番号	建付地価格(円) ア	土地利用権等割合 イ	土地利用権等価格(円) ア×イ
4	1,405,000	0.40 法定地上権	562,000

イ 土地利用権等割合： 土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を 40 %と査定した。

(2) 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格 (円) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) イ	占有減 価修正 ウ	市場性 修 正 エ	競売市場 修 正 オ	評価額(円) (ア+イ)×ウ×エ×オ
3	1,296,000	- 0		1.00	0.70	907,000
4	1,405,000	- 562,000		1.00	0.70	590,000
5	42,000	+ 562,000	1.00	1.00	0.70	423,000
一括価格(合計)						1,920,000

ウ 占有減価修正： 必要なし。

エ 市場性修正： 必要なし。

オ 競売市場修正： 第2 評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

1 地価公示価格（尾道-21）

所 在 : 尾道市因島三庄町字海田2289番15
価 格 : 19,600円/㎡
位 置 : 「因島南こども園前」バス停の西方約300m（道路距離）
価 格 時 点 : 令和7年1月1日
地 積 : 193㎡
供給処理施設 : 水道、ガス
接 面 街 路 : 北側 4m 市道
用 途 指 定 等 : 第1種住居地域（建蔽率 60%、容積率 200%）
地 域 の 概 要 : 中規模一般住宅が建ち並ぶ住宅地域。

2 固定資産税評価額（令和7年度）

物件3	1,180,690 円	（1㎡当たり 12,096 円）、	課税地積	97.61 ㎡
物件4	1,279,514 円	（1㎡当たり 12,096 円）、	課税地積	105.78 ㎡
物件5	103,670 円	（1㎡当たり 4,327 円）、	課税床面積	23.96 ㎡
物件5	66,764 円	（1㎡当たり 7,361 円）、	課税床面積	9.07 ㎡

ここに掲げた参考価格資料は、当該不動産の評価額を算定するにあたって参考とした価格にすぎない。決定した評価額は不動産競売を前提とした価格であり、ここに掲げた額とは、その性質上異なる額である。

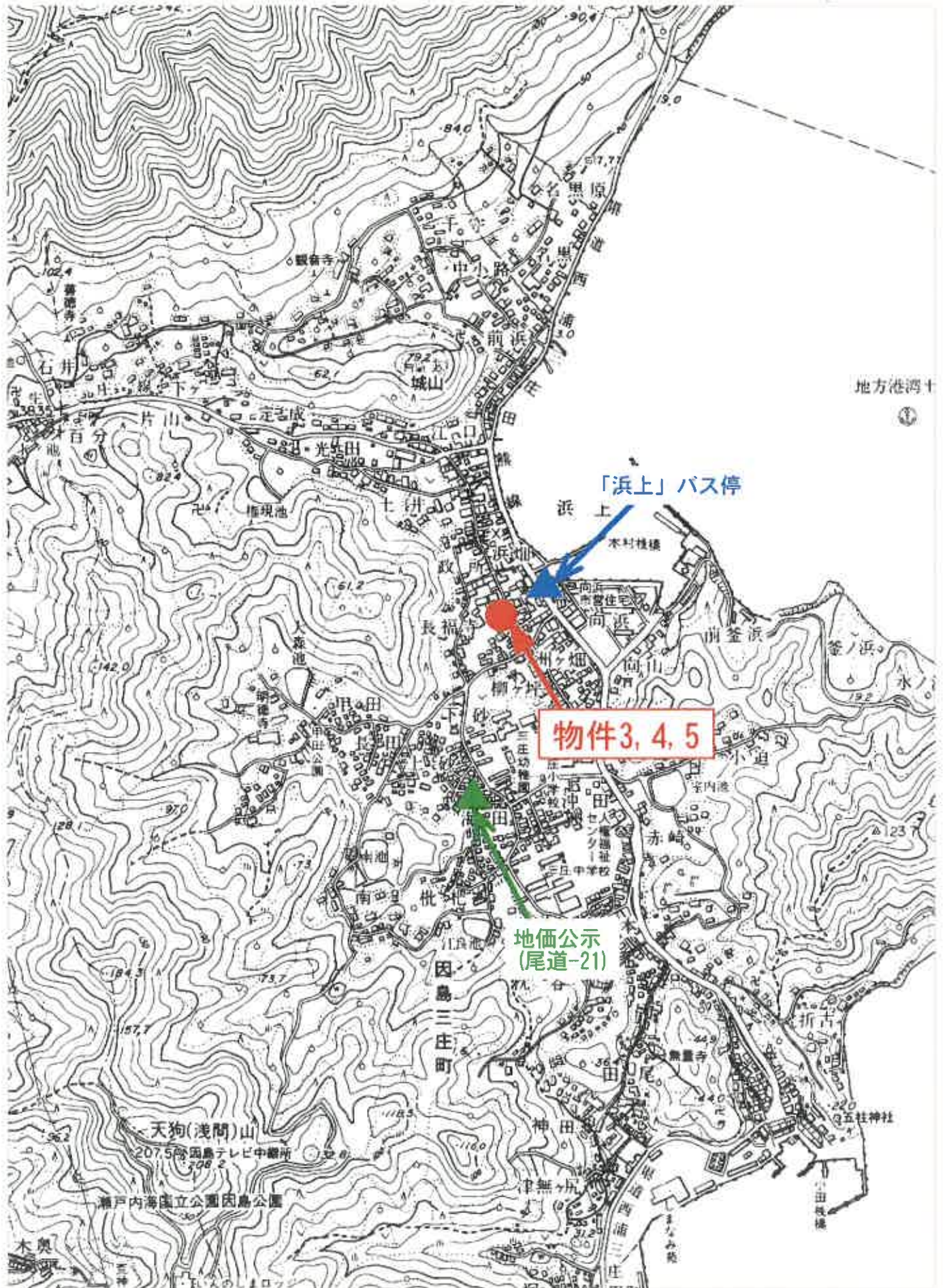
第7 附属資料

- 1 受命物件の位置図（尾道市白図、縮尺 1/10,000）
- 2 公図写し（法務局備付）
- 3 建物図面・各階平面図写し（法務局備付）

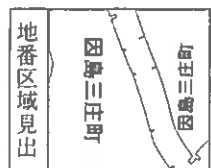
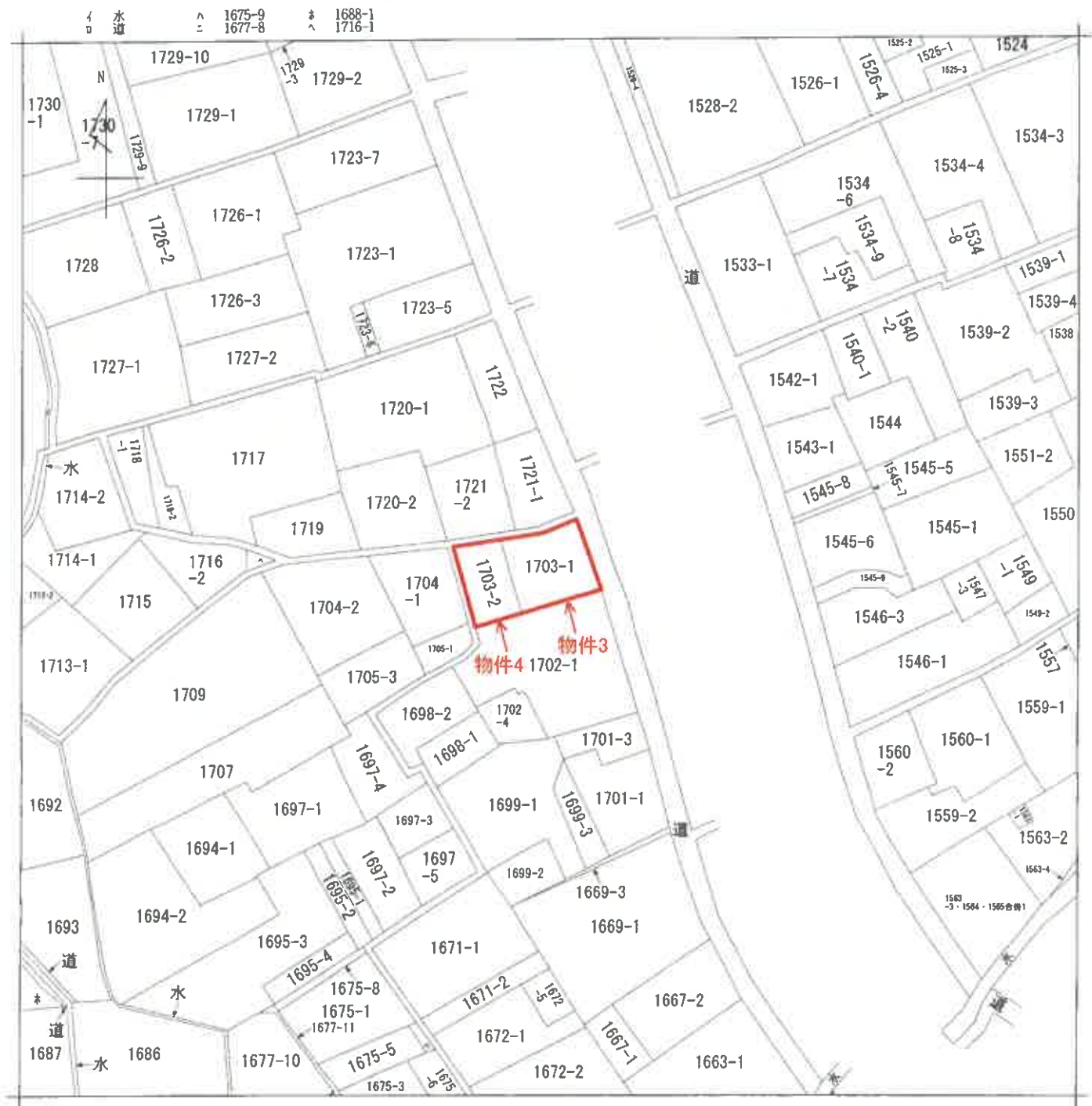
以 上

附属資料

受命物件の位置図



1:10,000



請求部	所在	尾道市因島三庄町字政所				地番	1703番1		
出力縮尺	1/600	精度区分	座標系番号又は記号	分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図	
作成年月日	大正9年10月			備付年月日(原図)			補記事項		

(縮小A3→A4)

建 物 圖 面 圖
各 階 平 面 圖

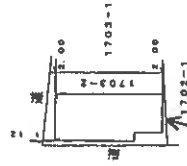
家屋番号	1703番2
建物の所在	尾道市因島三庄町字

尾道市因島三庄町政所1703番地2



求 價 表

4. 360 × 7. 450 =	32. 525600
3. 560 × 2. 580 =	9. 078000
合 計	41. 603600
床面積	41. 60㎡



物件5

单位: m

作成者				1 / 250	申請人		縮尺	1 / 500
-----	--	--	--	---------	-----	--	----	---------

(一) 通用会士查照家鄉士界電